

令和3年度  
事業計画書

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回 かつはら

法人理念

「いたわりと思いやり」

「地域福祉の拠点として」

## 1. 事業の内容

事業の指定	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業の名称	定期巡回 かつはら
指定番号	2894000963
施設の所在地	〒671-1201 姫路市勝原区下太田 573 TEL 079-240-6260 / FAX 079-273-4321
事業開始	平成31年1月1日
管理者	管理者 河野貴治郎
通常の実施地域	姫路市（勝原区・大津区・網干区・広畑区・余部区・青山・太市）

## 2. 事業目標

次に掲げる年度目標の具体的対応策を周知・実行し、理念の実現を目指す。

目 標	情報共有や意見交換が定期的に行える仕組みを整え、統一したサービスの提供を図る。
理 由	端末を使用し、電子ツールを活用した情報の共有は行っているものの、定期訪問していることで事業所に滞在する時間が短く、すれ違いから職員間での十分な意見交換等が厳しいことを踏まえ、改善を図り、質の高いサービスと統一されたサービスの提供を実施したため。
具体的対応策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部署内会議を再開し、毎月、意見交換を行う。少人数である点を活かし、状況に応じて、オンラインも活用する。</li> <li>2. 会議録に沿って、不参加の職員とも意見交換を行い、新たな意見が出た場合は、その内容を追記し、他の職員に伝え、情報の共有と共通認識を図る。</li> <li>3. 統一した訪問介護サービスを提供するため、必要な研修は会議の日に実施する。</li> <li>4. 統一した訪問介護サービスがかなっているか、モニタリングを兼ねて、管理者と計画作成責任者が、利用者や家族に確認する日を設ける。</li> <li>5. 法人内の朝礼などに出られないことが多いことから他部署に連絡ノートの閲覧を依頼し、法人全体の動きを確認・把握することに加え、事業所の職員間で申し送り、情報の共有と共通認識を図る。</li> </ol>

### 3. 職員配置

介護保険法に定められている人員配置基準を遵守し、一人ひとりの利用者が、安全で快適な生活が過ごせるように次の人員を配置する。

職 種	常 勤	非常勤		フルパート		パート		合 計	
		人数	換算	人数	換算	人数	換算	人数	換算
管 理 者	1	0	0	0	0	0	0	1	1
計画作成責任者	1	0	0	0	0	0	0	1	1
訪 問 介 護 員	4	0	0	0	0	0	0	4	4
合 計	6	0	0	0	0	0	0	6	6

### 4. 各種委員会

法令遵守及びサービスの質の向上を図るため、全ての職員が次のいずれかの委員会に属し、多職種が協働することにより、効果的に事業を展開する。

委員会名	活 動 目 標	活動回数
在宅サービス委員会①	地域包括ケアシステムの構築に向け、個々の役割について考え、地域包括ケアシステムを実践していけるよう法人内で研修を実施し、周知徹底を図る。	月1回開催 【施設内研修】 11月
在宅サービス委員会②	地域包括ケアシステムが実践されている中で、高齢者を見守る制度や体制について学び、自分たちもシステムの中の一員である認識を周知できるよう、法人内で研修を実施する。	月1回開催 【施設内研修】 1月
安全対策委員会	毎月避難訓練及び緊急時（救急、地震、水害、不審者対応等）の対策について周知徹底を図ると共にマニュアルの見直しも随時行い周知徹底を図る。	月1回開催 避難訓練毎月 【施設内研修】 12月
身体拘束・虐待防止委員会	生活の場である施設で安易な身体拘束を防ぎ、又、利用者の尊厳や人権を意識した支援ができるように施設内研修を行い、各職員に周知徹底を図る。	月1回開催 【施設内研修】 2月

## 5. サービスの種類及び概要

利用者の方々が家庭的な雰囲気のもと、日々の生活がすごせるように次のサービスを行う。

サービスの種類	概要
定期巡回訪問サービス	訪問介護員等が定期的に利用者の自宅を訪問し、日常生活上の支援を行う。
随時対応サービス	あらかじめ、利用者の心身の状況等を把握した上で、利用者または家族等から連絡を受け、相談援助を行う。
随時訪問サービス	随時対応サービスでの相談内容により必要に応じて、訪問介護員または訪問看護師が自宅を訪問し、日常生活上の支援を行う。

## 6. 介護・医療連携推進会議

地域密着型サービスの内容の報告及び利用者に対する適正サービス実施状況の確認、地域関係者との意見交換・交流等を行うことを目的に、年2回（5月、11月）に開催する。

協議内容及び開催回数	出席者
①事業計画、事業報告に関する事項 ②利用状況及び活動報告に関する事項 ③普及啓発事業に関する事項 ④事故・苦情報告及び対応策等の事項 ⑤第三者評価に関する事項 ⑥その他の事項	・地域住民代表 ・当該事業についての知見を有する者 ・利用者代表及び利用者家族代表 ・姫路市朝日地域包括支援センター ・管理者、計画作成担当者 ・連携先訪問看護事業所

## 7. 施設内職員研修

職員の資質の向上を図り、より質の高いサービスを実行していくために、毎月、各委員会が中心となって次のとおり施設内研修を実施する。

月	研修名	対象	研修担当
4月	①倫理及び法令遵守、 個人情報保護に関する研修 ②認知症研修	全職員 介護職員	①理事長・施設長・事務長 ②認知症委員会
5月	食中毒、感染症予防研修	全職員	感染・衛生委員会
6月	食事支援に関する研修	全職員	栄養委員会
7月	医療的ケア安全対策研修	介護職員	医療的ケア 安全対策委員会
8月	リスク管理研修	全職員	リスク管理委員会

月	研 修 名	対 象	研修担当
9月	介護技術に関する研修	介護職員	介護向上委員会
10月	褥瘡・拘縮予防研修	介護職員	褥瘡委員会
11月	総合支援事業に関する研修	全職員	在宅サービス委員会①
12月	安全対策に関する研修	介護職員	安全対策委員会
1月	地域包括ケアシステムに関する研修	全職員	在宅サービス委員会②
2月	身体拘束・虐待廃止に関する研修	全職員	身体拘束虐待廃止委員会
3月	リスク管理研修	全職員	リスク管理委員会

## 8. 研修計画

各職員の職種と役割、経験年数に合わせて、習得すべき能力やスキルを明確にし、ボトムアップ（底上げ）を図るため、それぞれに応じた研修への参加を促す。

対 象	研 修 内 容	研 修 名
生活相談員 介護支援専門員 介護主任 ユニットリーダー	・各事業所のリーダーとして、求められる役割と持つべきスキルなどについて	リーダー研修
法人全体	・福祉、介護の専門職として、持つべきマナーなどについて	接遇研修